

令和 7 年度訪問看護啓発支援事業 実施要領

1.目的

訪問看護ステーションが実施している地域住民等に対する活動に対し、訪問看護普及促進支援として訪問看護啓発教材（以下啓発教材とする）の提供を行うことで、訪問看護の内容の周知および訪問看護を身近な存在として認知してもらう一助とする。

2.実施主体

公益社団法人滋賀県看護協会 訪問看護支援センター（以下支援センターとする）。

3.対象

滋賀県内の訪問看護ステーション（サテライトも含む）

4.申込期間

令和 7 年 7 月 23 日（水） ～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）

5.提供教材

以下の啓発教材を 1 回の活動に対し 1 種類または両方のどちらかで、最大各 5 0 部無料提供する。（同一事業所の複数回利用可）

①訪問看護啓発チラシ

②クリアファイル

6.提供対象の活動

地域住民に対する活動に限り提供する。（例として以下の活動）

- ・地域のイベント（祭りやフェスティバル）への参加
- ・出前講座等の健康教育・講演会
- ・健康相談
- ・まちの保健室
- ・その他

※対象となるか不明の場合は支援センターへ連絡のこと。

※訪問看護ステーションの営業活動（居宅介護支援事業所等の他団体への営業活動など）は適応外とする。

7.申請から提供まで

- (1) 送付の事業案内チラシ内の QR コード（又は裏面 QR コード）を読み取り、「お申込みはこちらから」より申込フォーム入力後送信のこと。
- (2) 支援センターで内容確認後、申請した品数を郵送（送料無料）。

【留意事項】

啓発教材には数に限りがあること、在庫不足の場合も考慮し以下のことを留意すること。

- ・提供数は①・②ともに最大各 50 部までとする。
- ・送付先は、申請事業所（訪問看護ステーション）のみとする。
- ・発送は、基本レターパックとするため対面での受取りが必要となる。受取り出来なかった場合に生じる不利益に関しては、支援センターは責任を負わない。
- ・啓発教材は基本、支援センターより郵送とするが状況によっては来所でのお渡しを依頼する場合あり。
- ・申請は、活動日の 3 週間前までに行うこと。
- ・申請は、1 回の活動ごとに行うこと。年間分まとめた申請は不可とする。
- ・申請内容によっては、お断りする場合あり
- ・不明な点等は、支援センターへ相談のこと。

8.活動の報告

地域住民に対する活動終了後は、送付の事業案内チラシ内の QR コード(又は下記 QR コード)を読み取り、「実績報告はこちら」よりフォームに入力後送信のこと。

実施報告書は、啓発活動実施後 10 日以内に提出すること。

訪問看護啓発支援事業の申込および実施報告書様式等は
こちらから



【問合せ先】

公益社団法人滋賀県看護協会

訪問看護支援センター

〒525-0032 草津市大路 2 丁目 11-51

電話 077-564-6708

Mail svn-shien@shiga-kango.jp